

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定及び 令和6年4月以降の個別支援計画について【概要】

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要>

1 時間区分の創設

個別支援計画に、個々の障害のある子どもについて支援に要する時間（以下「計画時間」という。）を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定する。

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上1時間30分以下（1時間30分まで）
時間区分2	1時間30分超3時間以下（3時間まで）
時間区分3	3時間超5時間以下（5時間まで） ※放課後等デイサービスは、学校休業日のみ「時間区分3」を算定可能

※利用者の都合により支援時間が短縮された場合は、「計画時間」により算定。

※事業所の都合により支援時間が短縮された場合は、「実利用時間」により算定。

※極めて短時間の支援（30分未満）は、算定対象から原則除外。ただし、児童が周囲の環境に慣れるために支援を短時間にする必要がある等の理由により、市町村が認めた場合は算定可能とする。

※実利用時間は、サービス提供実績記録票にて記録が必要。計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画を見直すこと。

※主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、従前と同様の取扱いとする。

2 延長支援加算の見直し

・基本報酬において、上限となる5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）の発達支援を行うのに加え、当該支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行った場合に、計画した時間に応じて算定可能。

・計画時間よりも実際に延長支援に要した時間が短くなった場合は、「実利用時間」により算定。

・延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能。

・延長支援の算定は原則1時間以上。

※計画時間の前後の時間の合算不可。前後の時間のいずれも1時間以上必要。

・延長支援時間帯の職員配置については、2人以上（うち1人以上は運営基準に定める人員を配置すること。児童発達支援管理責任者でも可。）配置すること。

・延長支援時間は個別支援計画に定めること。緊急的に応じた預かりニーズに対応するための延長支援は急遽延長支援が必要となった理由を記録に残すことにより算定。急遽の延長支援が続く場合は速やかに個別支援計画を見直し・変更を行うこと。

※主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、従前と同様の取扱いとする。

3 総合的な支援の推進とインクルージョンの推進

適切なアセスメントの実施と子どもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域¹とのつながりを明確化したうえで支援を提供すること。

<令和6年4月以降の個別支援計画の取扱い>

- ①時間区分の実施に伴う日々の支援に係る計画時間等、
- ②延長支援加算の見直しに伴う日々の延長支援時間等、
- ③5領域との関係性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等について、別紙1「個別支援計画書」、別紙2「個別支援計画別表」を活用し、作成・見直しを行うこと。（記載にあたっての留意事項及び記載例については、こども家庭庁より追って示される予定です。）

【令和6年4月から10月までの取扱い（経過措置）】

- ①計画時間②延長支援時間に係る個別支援計画の見直し等については、令和6年10月末までは、経過措置として、現行の個別支援計画とあわせることにより対応可能。
 - ③については、個別支援計画の見直しのタイミングで行う。
- ※令和6年4月30日までに当該事業所の利用を開始している子どもが経過措置の対象。
※あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ること。

<その他>

運営規程、重要事項説明書などの書類の変更や利用者への説明については、順次速やかに手続きを進めること。

¹「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」のこと。